

「国際貢献」につながる 政府公認の制度なんです。

発展途上にある国の技術者に、
日本で様々な産業の技術や技能を
取得してもらい、帰国後に
母国の経済発展に寄与して
もらう仕組みです



中小企業こそ「国際協力・ 国際貢献」できるんです。 御社も国際貢献をして みませんか。

国際協力というと、「政府や公的機関」や
「大企業」だけが関係する様に思いがちですが、
決してそうではありません。

発展途上国の「若い人材を受け入れる事」も
国際協力につながります。

中小企業の立場こそ、発展途上国の経済発展を
バックアップする事ができるとも言えるのです。



**発展途上国の多くが、日本の技術や
技能を学び、自国の経済発展に
役立てたいと願っています。
是非、途上国の発展にご協力を
お願いします。**



外国人技能実習生受入事業

外国人技能実習生の要件

- ・ 18歳以上で、研修対象となる職種で現在働いている。
- ・ 実習期間終了後、母国にて復職保証されていること。
- ・ 実習制度の意義を理解し、意欲の高いこと。
- ・ 各国、または地方公共団体から実習参加に係る推薦を得られる者。
- ・ 入国前に事前教育を充分(約3ヶ月以上)実施していること。
- ・ 中学校、またはそれ以上の学校を卒業していること。
- ・ 過去に日本における実習経験のない者。
- ・ 健康で治療の必要な持病(歯科治療等)のない者。
- ・ 実習を受けるに足りる日本語能力を持つと認められる者。
- ・ 単純作業でない職種であること。

実習生受入企業の条件

- ・ 実習の内容が同一の単純な作業・反復作業ではないこと。
- ・ 実習生用の宿舎を確保すること。
(借り上げアパート等でも可。一人当たり約3畳が目安)
- ・ 冷暖房器具・寝具・シャワー設備、及び自炊設備等があること。
- ・ 担当指導員(5年以上の経験がある常勤従業員)を置くこと。
- ・ 生活指導員を置くこと。
- ・ 当該事業を国際貢献の一つと考え、前向きに取り組む姿勢があること。



海部南事業協同組合

497-0036

愛知県海部郡蟹江町須成西六丁目110番地

TEL. 0567-96-7303

受付：10:00～17:00 定休日：土日祝

外国人技能実習生 受入事業って何？



海部南事業協同組合